

第1号協議案

令和2年度都区財政調整について

上記協議案を提出する。

令和2年1月28日

都区協議会会長
小池 百合子

(説明)

令和2年度における都と特別区及び特別区相互間の財政調整の方針等について協議する必要があるので、この案を提出する。

令和2年度 都区財政調整の概要について

1	交付金の総額	【対前年度当初】
	(1) 調整税等	1兆8,406億円 (5.9%減)
	(2) 交付金の総額 (調整税等×55.1%+精算額)	1兆 128億円 (6.4%減)
	・普通交付金(95%相当)	9,621億円 (6.4%減)
	・特別交付金(5%相当)	506億円 (6.4%減)
2	基準財政収入額	1兆2,292億円 (5.5%増)
3	基準財政需要額	2兆1,913億円 (0.1%減)
	(1) 経常的経費	1兆8,909億円 (2.8%増)
	(2) 投資的経費	3,005億円 (14.9%減)
《新規算定等の主な項目》		
新規算定		
	○ 児童相談所関連経費	
	○ 屋内運動場空調設備整備費	など
算定改善等		
	○ 福祉サービス安定化事業費	
	○ 幼児教育・保育の無償化への対応	
	○ 認証保育所運営費等事業費	
	○ 工事単価の見直し(建築工事)	など
その他		
	○ 公共施設改築工事費の臨時的算定	など
4	普通交付金所要額	9,621億円 (6.4%減)
	※ 普通交付金所要額＝基準財政需要額－基準財政収入額	

令和2年度 都区財政調整方針（案）

令和2年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和2年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和2年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和2年度 都区財政調整 (フレーム対比) (案)

(単位：百万円、%)

区 分		令和2年度 当初見込ア	平成31年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考	
交付金の総額	調整税等						
	固定資産税	1,302,336	1,267,478	34,858	2.8		
	市町村民税法人分	494,438	688,436	△ 193,998	△ 28.2		
	特別土地保有税	10	10	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	43,852	0	43,852	皆増		
	計	1,840,636	1,955,924	△ 115,288	△ 5.9		
	条例で定める割合	55.1%	55.0%				
	当年度分	1,014,190	1,075,758	△ 61,568	△ 5.7		
	精算分	△ 1,414	6,217	△ 7,631	△ 122.7		
	計 A	1,012,776	1,081,975	△ 69,199	△ 6.4		
内訳							
普通交付金分 A × 95%	962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4			
特別交付金分 A × 5%	50,639	54,098	△ 3,459	△ 6.4			
基準財政収入額 B	1,229,192	1,165,313	63,879	5.5			
特別区税	特別区民税	891,830	877,799	14,031	1.6		
	軽自動車税	環境性能割	148	45	103	228.9	
		種別割	3,332	3,301*	31	0.9	
	特別区たばこ税	63,145	64,370	△ 1,225	△ 1.9		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	958,456	945,515	12,941	1.4		
	利子割交付金	2,672	2,808	△ 136	△ 4.8		
	配当割交付金	13,757	14,286	△ 529	△ 3.7		
	株式等譲渡所得割交付金	7,616	9,142	△ 1,526	△ 16.7		
	地方消費税交付金	211,995	165,603	46,392	28.0		
	ゴルフ場利用税交付金	28	32	△ 4	△ 12.5		
	自動車取得税交付金	—	3,228	△ 3,228	皆減		
	環境性能割交付金	3,005	1,140	1,865	163.6		
	地方特例交付金	5,768	5,130	638	12.4		
	計	1,203,296	1,146,884	56,412	4.9		
	地方揮発油譲与税	3,606	3,705	△ 99	△ 2.7		
	自動車重量譲与税	9,862	9,826	36	0.4		
	航空機燃料譲与税	999	956	43	4.5		
	森林環境譲与税	771	—	771	皆増		
交通安全対策特別交付金	922	971	△ 49	△ 5.0			
合計	1,219,454	1,162,342	57,112	4.9			
特別区民税特例加減算額	△ 8,894	△ 8,339	△ 555	—			
地方消費税交付金特例加算額	18,631	11,310	7,321	64.7			
基準財政需要額 C	2,191,329	2,193,190	△ 1,861	△ 0.1			
経常的経費	1,890,876	1,839,990	50,886	2.8			
投資的経費	300,453	353,200	△ 52,747	△ 14.9			
差引 C-B	962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4			
交付額	普通交付金	962,137	1,027,877	△ 65,740	△ 6.4		
	特別交付金	50,639	54,098	△ 3,459	△ 6.4		
	計	1,012,776	1,081,975	△ 69,199	△ 6.4		

* 平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税
* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。